

最近における税制論議について

平成19年 5 月

税 務 課

地方消費税

「拡充」議論紛糾も

菅総務相「配分見直しを」

地域間格差の広がりを受けて、消費税5%のうち1%を地方に配分している「地方消費税」の拡充論が政府内で浮上している。菅総務相が17日の会見で「地方法人2税（法人事業税・法人住民税）が東京に集中している。偏在の小さい地方消費税を地方税の主とする」とを（6月に予定）「骨太の方針」で打ち出した」と表明し、夏の参院選を前に、安倍内閣の地方重視の姿勢をアピールしたい考えを示した。一方、税収が激減する東京都などの反発は必至で、地方消費税の拡充をめぐる議論は紛糾し続けた。

格差是正アピール狙い

「偏在の少ない地方消費税を見直すのが一番良い」。菅総務相は、安倍政権発足直後に開かれた昨年10月の経済財政諮問会議で、地方消費税拡充論の口火を切った。具体的には、消費税5%分の

うち地方分を増やして地方交付税の財源に上乗せする一方で、地方法人2

地方消費税のうち、地方に配分する1%分。国が徴収し、都道府県の消費額に応じて配分する。さらに都道府県は配分された金額の2分の1を市町村に対して、人口などに応じて配分することになっている。

菅総務相の言葉にある。人口1人当たりの法人2税の収入額は05年度、最大の東京都と最小の長崎

が、菅発言の背景にある。人口1人当たりの法人2税の収入額は05年度、最大の東京都と最小の長崎の「妙手」と言える。

東京都、財務省は反発

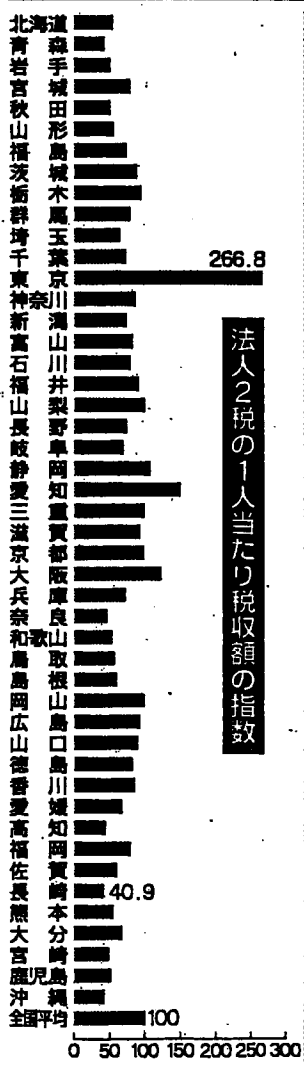
しかし、菅案が実現すれば、東京都の税収は大幅に減少する。都の試算によると、消費税の半分を地方に回すと同時に、

県で6.5倍の開きが出た。一方、地方消費税の税率格差は2.0倍にとどまり、他の地方税と比べて一番開きが少なかった。

法人税収は景気に左右されやすく、財政難の地方にとっては、法人税から消費税への振り替えは「偏在の緩和と税収の安定化を達成する一石二鳥の妙手」と言える。

消費税の拡充には賛成しながらも、地方法人2税の削減につながる見直しには強く反発している。一方、財務省は「都道府県間の格差は何らかの方向で是正しなければならぬ」（尾身幸次財務相）としながらも、地方消費税の拡充には消極的だ。地方全体と国を比べると、国の財政状況が圧倒的に悪く、地方への配分を増やす余裕はないことに加えて、消費税引き上げの際は「増え続ける社会保障費を賄うため」と説明して国民の理解を得なくてはならず、地方

法人2税の1人当たり税収額の指数



「ふるさと納税」急浮上

総務相提唱

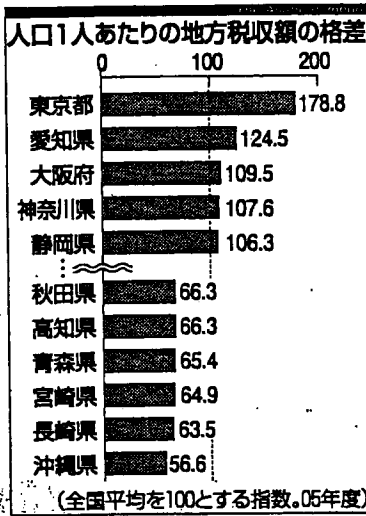
都会暮らしだけではない、住民税の一部は故郷に——。菅総務相が提唱した「ふるさと納税」構想に政府・与党内から賛同する声があがっている。都市と地方の格差是正策であり、参院選の勝敗を決する一人区対策の切り札になり得るからだ。だが、この構想は行政サービスの提供者に納税するところ「受益者負担」の原則を崩しかねないだけに、実現までにはひと山もまた山もあるようだ。

(中川史、五郎丸健一)

参院選の争点にも

「多くの自治体から「高校までは地方が教育などを負担して育てても、大学税金を払うよう(な)年齢(になると)都会に出づまう」という意見がかなりあった。都会で生活している人も「ふるさとに恩返ししたい」という風にもある」菅氏は8日の記者会見

で、熱弁をふるった。現行制度では、住民税は住所のある自治体に納める。だが、ふるさと納税制度は、住民が自らの意思で生まれ故郷など別の自治体に一定割合を納められるように改められた。割合については菅氏は「暫くは1割程度」と述べており、約1兆2



では、実現可能性ほどの程度あるのか。財務省の藤井秀人事務次官は7日の記者会見で「地域間の財政力格差の縮小という流れに沿う。今後(財務省と総務省の)実務者会合で議論される場面もあるのではないか」と理解を示した。

揺らぐ受益者負担原則

そもそも各自治体一前財務相も昨年の自民党総裁選で、住民税の一部を「ふるさと共同税」として蓄え、自治体に再配分する構想を提唱。財務省も、「地方の間での取り合い」には抵抗感が少ないようだ。ただ、尾身財務相は8日の会見で「官

千億円の税が「ふるさと」に移ることになる。都道府県別の人口1人あたりの地方税収額は、最も多い東京都と、最も少ない沖縄県で3.2倍の差がある。制度導入で地域間格差を縮め、地方

の活性化につながるものが菅氏の狙いだ。こうした構想は菅氏が外遊中の1日に記者団に語ったものだが、菅氏は8日、首相から「検討しておいてくれ」と言われていたと語り、首相の指示を強調した。実際、首相は昨年の自民党総裁選で「地方税の偏在をならす必要がある」と訴えており、安倍内閣としても「大変重要な問題」(塩崎官房長官)との認識だ。政府内でも、渡辺地域活性化担当相や大田経済財政担当相も8日の閣議

後会見で次々と賛意を示している。背景には、民主党が参院選を前に「格差」で攻勢をかける中、有効な反撃の一手になるのでは、との期待がある。自民党の中川秀直幹事長も9日の名古屋市の講演で強調した。「こういうシステムが本格的な分権国家建設に求められて

いる。参院選でも理念的な大きな争点だと思つ」という問題もはらむ。

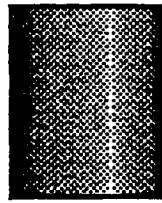
大臣と意見は一致している」と述べながらも、「税制のあり方の根幹にかかわるから、よく勉強しないと何とも言えない」と慎重な姿勢を示した。税の存在理由は、政府の活動に必要な費用を住民が分かち合つて負担することだ。とりわけ地方

税は身近な住民サービスへの対価という「受益者負担」の考え方が重視される。住民が税金を払う先を選ぶことになれば、受益と負担の関係は崩れる。一方で、行政サービスを受けていない自治体に納税する人が出てくることで、住民が税負担の代わりに首長や議員を選挙するという民主政治の大原則が揺らぎかねない

ふるさとと納税のイメージ

現状

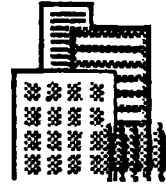
個人住民税



全額



居住する自治体



官総務相案

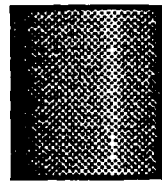
個人住民税



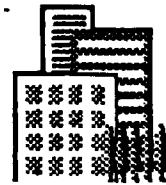
最大1割



故郷の自治体

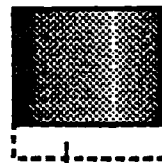


残り



中川幹事長案

寄付金
納税額
税額控除



本来納めるべき
所得税や個人
住民税



もしくは



19年5月11日

日本経済新聞

全国知事会議が十八日、都内で開かれ、地方税収が都市に集中する偏在問題について議論した。税収の配分見直しを支持する知事が多かったが、減収を警戒する東京、神奈川、大阪、愛知の四都府県が異例の共同意見書を提出。知事会として

税収配分見直し 東京などが反論

知事会、要望に盛れず



全国知事会の会長に再任された麻生福岡県知事(中央)は18日、東京都千代田区で開かれた知事会に出席した。麻生知事は「(財政が)脆弱(ぜいじゃく)な自治体にとっては死活問題。心の叫びに耳を傾けてほしい」と語った。福井県の西川一誠知事は「ライフサイクルのバランスが取れた税制になっていない」と述べ、義務教育費などの負担の重さを強調。初めて知事会を欠いた内容で決着した。

19年5月9日
日本経済新聞

全国知事会議が十八日、都内で開かれ、第二期麻生体制がスタートした。会議では地方税収の偏在問題で東京などの大都市とその他の地域の意見の違いが表面化し、知事会

全国知事会

が抱える構造的な課題が浮き彫りになった。

この日の会議では無投票で再選された麻生渡会(福岡県知事)があいさつした後、政府が六月にまとめる骨太方針に対する知事会の意見案について議論した。

税収偏在問題を議論

税収の偏在是正への主な知事の態度

斎藤弘・山形県知事	地方と都市部で知事会内の議論が分かれることもありうる
松沢成文・神奈川県知事	交付税減額で生じた偏在を別の方法で補うのは本末転倒
村井仁・長野県知事	課税権などの問題はあるが、一般市民の受けは良いのでは
神田真秋・愛知県知事	偏在是正で地方法人税を手放すのは自殺行為
太田房江・大阪府知事	度量やおおらかさの話ではない。財源全体で議論すべきだ
平井伸治・鳥取県知事	個人的には、都市住民を育てた親へのキックバック制度はありうる

都市と地方対立浮き彫り

原案の説明が終わって真っ先に挙手したのが大阪府の太田房江知事。欠席した石原慎太郎都知事に代わって、東京、神奈川、愛知、大阪の四都府

県は「もっと冷静な議論が必要だ」と、地方税収の偏在を是正する具体策にふり混雑を起す」と松沢成文神奈川知事なども続き、意見案は結局あい

まいな内容になった。知事会では昨年、十二年ぶりに地方自治法で定める意見提出権を行使し、分権改革の推進を政府に強く要求した。その効果もあって、第二次改革に向けた政府内の審議が始まった。国から新たな税源移譲を求める点で各知事

事は一一致するが、それが実現すれば、企業や全国の知事会はいわば、もうひとつの政府になる。税収格差問題の解決は都市と地方の対立を知事会が乗り越える試金石である。

(編集委員 谷隆徳)

19年5月19日
日本経済新聞

地域格差是正で知事会が初提言
全国知事会(会長・麻生福岡県知事)は十八日、東京都内で総会を開き、自治体間の税収格差是正策として、政府に「ふるさと納税」などの導入を求めるかどうかが協議した。しかし、意見はまとまらず、まずは地方税全体を充実させるため、国税と地方税の税源配分を現在の六対四から五対五とする必要があるとの提言をまとめた。政府が六月にまとめる「骨太の方針」に盛り込むよう求める。格差問題で知事会が見解をまとめたのは初めて。

19年5月19日
東京新聞

「ふるさと納税」は有効策なのか

知事会、格差是正で激論

「ふるさと納税」は自治体の税収格差を埋める方法になり得るのか。18日の全国知事会の聯合では、政府・与党が検討している「ふるさと納税」などを巡り、都市と地方との温度差が浮き彫りになった。――一面参照

制度に疑問の声も

松沢成文・神奈川県知事は「税理論上もかなり混乱してしまっている」となる。受益者負担の原則が崩れてしまえば、納税者が「チャラク」なことになるに懸念を示した。松沢知事は「ふるさと納税」の是非をめぐり、格差是正策として十分な検討が必要と、大都市の自治体と地方交付税をもらう自治体の争いになる。役所（中央官庁）は高みの見物だ。栗田裕隆・新潟県知事は「自治体間の格差を埋める」という考え方には共鳴するが、制度に言をかける知事は少なくない。



冒頭あいさつする麻生渡知事会長―18日午後、東京・平河町で、飯塚悟撮影

岩手	「ふるさと納税」の制度的な議論の材料としては、また発想の段階
宮城	ユニークだが、また発想の段階
山形	基本的な考え方には大賛成
福島	地方の自治体を預かる身として大賛成
宮山	税の偏在がすべて解決するかのように話すが、広がり過ぎ
千葉	大胆な発想だが「ふるさと」をどう定義するかは疑問
東京	聞こえはいいが税体系としてナンセンス
山梨	実現すれば山梨には大きな効果を生む
長野	よいとも悪いとも何とも申しかねる
新潟	単に自治体間で地方税を渡すなら筋が悪い
愛知	効果の有無や税制と関係する是非など慎重な議論が必要
大阪	国から地方への税源移譲に悪影響が及ぶ
和歌山	和歌山は東外への進学・就職が多い。一つの案として賛成
香川	格差是正の一手法として前向きな検討を
佐賀	寄付という形にして、その分の税額を控除すればいい
大分	議論の割に、財政的な効果が少ないのでは
宮崎	ハードルは多いが評価している。故郷への仕送りのようなもの

「ふるさと納税」構想が浮上した5月の連休明け以降の記者会見などでの発言を抜粋

交付税あり方議論を

大森弥夫大分県知事は「ふるさと納税」の議論が、もともと税収が乏しいのに地方交付税削減というあり方を求めたため、1日でもいいから自由にならぬか欲しいのだ。このように自治体は賛成回復の意思を受けたい。景気の回復に伴う税収急増という歓迎する市長が少なくない

会へ進学・就職するためだ。人材は育てたのに「納税は全部都会」となる現状には疑問を持ってきた立憲だが、それでも今回の構想が「住民税の（自治体間の）やりとり」になることへの危うさを感ずるといふ。石川嘉延・静岡県知事は「煩雑な手続きを踏む際にはメリットが少なくない」という考え。たぐさ「ふるさと納税」が入ったと喜んだ自治体も税収が増えた分、地方交付税が増えるので、格差の増収にはならない。逆に「ふるさと納税」で都道府県税が減っても不交付団体の東京、愛知を除けば減った分のほぼ8割は地方交付税で補填されるという計算だ。

参院選の公約化
自民に異論続出
郵委手とまらず
自民党郵委部会は18日、税金の一部を自らの出身地などに納税できる「ふるさと納税」構想を

7月の参院選の公約に盛り込むかどうか議論したが、税収の多い都市部の議員が反対し、意見はまとまらなかった。この目玉された公約案には「ふるさと納税」構想の推進という項目があった。中川雅治参院議員（東京選挙区）は「税の配分を決める予算は国会が議決するものだ。納税者に任せるのは間違いだ」と批判した。

19年5月19日
朝日新聞

地方税源の確保、充実と税収格差の是正について (地方税制小委員会 取りまとめ)

平成19年5月18日
全国知事会 地方税制小委員会

これからの地方分権改革においては、我が国が少子・高齢化の進行と本格的な人口減少時代の到来、経済のグローバル化などの歴史的な転換期にあることから、人々が自立し、または自立を目指しながら、互助の精神で支え合い、安心して暮らすことのできる「自立と支え合いの地域社会」の形成を目指していかなければならない。

つまり、

- ①地域が自立して、知恵と工夫を凝らした個性ある政策を競い合えるよう、地方団体の自主性、自立性を高めていくこと
- ②一方で、地域間の経済、財政力格差が相当大きいという現実にも配慮し、地方団体の果たしている役割に応じた財源が確保される公正な経済社会システムを構築すること

を基本理念として進めていかなければならない。

こうしたことから、地方税制に関する以下の項目について、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」に反映されるとともに、政府の地方分権改革推進委員会においても、地方分権を進める立場にたって、具体的な議論を展開されるよう求めるものである。

記

I 国と地方の税源配分を1：1とすること

福祉・保健・医療、子育て支援、教育、警察、まちづくり、地域産業の振興など、人々の暮らしを支える公共サービスは地方団体が担っていることから、地域の実情に対応した各種施策の実施や行政サービスの提供を自主的、主体的に行うことができるようにすべきであり、その役割に見合った地方税を確保することが重要である。

このため、国・地方を通じた税制度全般の抜本的な見直しにあたっては、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方の自立性を高めるため、地方が担う事務と責任に見合うよう、まずは国と地方の税源配分を1：1とすべきである。

II 地方税をはじめ、地方一般財源総額の確保、充実と偏在是正

1 三位一体改革後の状況

三位一体の改革では、国と地方の最終支出と租税収入の乖離是正の第一歩として、国から地方への3兆円の税源移譲が実現した。

しかし、税源の偏在是正の面では、個人住民税（所得割）については10%比例税率化により人口1人当たり税収の最大／最小の倍率が約3.3倍から約2.7倍に縮小（平成17年度決算に基づく総務省推計）するものの、依然として、所得水準等による地域間の税収格差が残されている。

さらに、国庫補助負担金の廃止・縮減の影響とそれに見合う税収の確保がなされたかどうか、すなわち、財政需要に対する財源の確保状況を個々の都道府県毎に検証すると、税収が多く財政力の強い団体ほど税収増が国庫補助負担金の減少額を上回る一方、税収が少なく財政力の弱い団体ほど税収増が国庫補助負担金の減少額を下回る傾向となっている。

加えて、地方交付税総額について、平成16年度から平成18年度までの3年間で約5.1兆円もの大幅削減がなされたことから、税収の増加が比較的少ない団体ほど、地方税、地方交付税を合わせた一般財源が大きく減少し、厳しい財政状況となっている。

特に、近年、大都市圏を中心とした景気回復に伴う法人二税等の増収を背景に、地域間の税収の差が拡がり、大都市圏と地方圏との財政力格差は拡大傾向にある。

2 今後の制度改革の基本方向

こうしたことを考慮すると、地方団体の財政面での自主性、自立性向上のためには、次のような考え方にたつて、地方税をはじめ、地方交付税も含めた地方一般財源総額を確保、充実させるとともに、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことが必要である。

(1) 地域偏在性の小さい地方消費税の充実

基幹税目である地方消費税は、清算制度を通じて、少子・高齢化社会において益々重要となる対人サービスに必要な税収を居住地に帰属させることができるだけでなく、景気動向による変動が少なく地域偏在性も小さいことから、地方消費税の充実を最優先で取り組むべきである。

(2) 偏在性の少ない地方税体系を構築するための手法の検討

また、地方消費税の充実にあわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、各地方団体の税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、次のような税源偏在の是正のための手法について、検討を進めていくことが必要である。

①国税と地方税との税源交換

税源の偏在性の大きい地方法人関係税等の一部を国税に移し、偏在性の小さい消費税の地方税への移し替えを検討

②地方交付税原資の入替え

地域偏在性が小さい税目は地方税とし、地方交付税の原資は地域偏在性の大きな税目構成となるよう原資の入替えを検討

③地方法人課税における分割基準の見直し

法人の事業活動を支える行政サービス等に対する応益負担の原則を踏まえつつ、近年の社会経済情勢、法人の事業活動の実情から見て、税込帰属が適切であるかどうか検討

その際、地方法人課税の配分方法として人口割等を用いることは、企業活動の有無、大小にかかわらず配分されることになり、応益課税としての性格から適切ではなく、地方税のあるべき姿を基本として検討

④地方消費税の清算基準の見直し

IT化の進展等による消費活動の多様化に対応した見直しを検討

⑤「ふるさと納税制度」の検討

住所地以外の地方団体（「ふるさと」）に対し、財政的に貢献したいという意向を生かす仕組みを検討

その際、個人、企業が住所地以外の地方団体に寄附を行った場合、現行の寄附金税制（所得控除）を抜本的に拡充する方向で見直し、寄附金同額を国税（所得税、法人税）から税額控除する方法なども含めて検討

（3）財政調整、財源保障機能の充実

どのような税制としても、税源の地域偏在性を解消することは困難であることから、各々の地方団体の財政需要に対する財源が的確に確保されるよう、地方六団体の「地方分権の推進に関する意見書（平成18年6月7日）」で提言された地方共有税構想の実現等、新たな財政調整システムを構築し、財政調整、財源保障機能の充実を図ることにより、地方税、地方共有税（地方交付税）を合わせた地方一般財源総額の充実を図っていくことが必要である。

「経済財政運営と構造改革の基本方針2007」に盛り込むべき事項

平成19年5月/8日

経済財政諮問会議においては、安倍内閣において初めての「経済財政運営と構造改革の基本方針2007」（骨太の方針2007）の策定に向けた審議が進んでいる。

いよいよスタートした第二期地方分権改革を強力に推進するため、次の事項を「骨太の方針2007」に盛り込まれるよう求めるものである。

また、安倍総理をトップとした「（仮）地方分権改革推進本部」を早急に立ち上げ、政治の力により真の地方分権改革の実現を図るべきである。

1 第二期地方分権改革について

地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。

と同時に、文化、産業などの面で地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行するなどにより、中央と地方の格差が拡大している。今後は、地方力を活かして地域を活性化させ、国全体が活力を持つ日本をつくっていくべきである。

第二期地方分権改革の推進にあたっては、次の4つの基本原則を明らかにした上で、目指すべき具体的な成果とそこに至る実施スケジュールを明記すること。

（1）地方分権改革推進のための基本原則

①「地方にできることは地方が担う」

- 高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスは、地方が担い責任を持つということによって、住民満足度・幸福度の高い行政サービスを実現する。

②「自己決定・自己責任・自己経営」

- 地方の行財政基盤を確立し、自由度を拡大することにより、「自己決定・自己責任・自己経営」を目指す。
- 受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うことができるようにする。
- 同時に地方は自ら決定し、行ったことについては責任を持つ。

③「自立と連帯」

- 地方が自ら参画し、責任を持って行える仕組みが必要である。このため、「地方共有税」の導入等により、地域間の格差の是正を図り、どの地域も自立（律）を目指せるようにする。

④「二重行政の解消」

- 国による関与、義務付けや国庫補助負担金を廃止・縮小し、関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行うことにより、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進する。

(2) 目指すべき具体的な成果

① 税源移譲などによる地方税源の充実強化

- 国税と地方税の税源配分を5：5に
- 税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

② 国と地方の役割分担の見直しと権限・事務の移譲

- 「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担の見直しと、さらなる権限・事務移譲

③ 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

- 国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消
- 国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小
- 国庫補助負担金の削減

④ 自治体の自立と連帯を進める「地方共有税」の導入

- 「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更

⑤ 「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置

- 政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映
- 政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努力

2 地方税源の充実強化と偏在是正について

近年、権限、ひと、仕事、情報、カネなどが中央に集中する一方で、多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行し、中心市街地など経済の空洞化が進んでおり、中央と地方との地域間の格差は拡大している。

このため、地方の活力なくして国の発展はないという見地から、国税と地方税の税源配分を5：5とする地方税源の充実強化が必要である。その際においては、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことが必要である。

そのため、まず地方消費税の充実に最優先で取り組むべきである。

あわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、各都道府県の税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在の是正のため次のような課題について、検討を進めていくことが必要である。

①国税と地方税との税体系のあり方②地方交付税原資としての税目のあり方③地方法人課税における分割基準のあり方④地方消費税の清算基準のあり方

なお、「ふるさと納税制度」については、上記に掲げた税源偏在是正のための課題の検討と一体的に議論すべきである。

3 地方交付税の総額確保

国の財政再建のために地方交付税を削減することはあってはならず、昨年の「基本方針2006」において示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを強く求める。

4 国・地方を通じた行財政改革の推進

地方自治体はこれまで、市町村合併による行政組織の再編統合や国に先んじて大幅な定数削減や給与カットなど、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

しかしながら、国においては、こうした地方の実態にもかかわらず、さらに厳しい歳出削減を地方に課す一方で、自らが実施すべき地方支分部局の廃止・縮小などは、ほとんど進められていない。

我々地方は、今後も引き続き行財政改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政再建に取り組む決意で

ある。国は、遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

その際、国と地方の二重行政の排除、地方に対する関与の廃止・縮小など地方分権改革を進めることこそが、国・地方を通じた最大の行財政改革につながるものである。

地方分権改革推進委員会が取りまとめる「基本的考え方」に盛り込むべき事項

平成19年5月23日
地方六団体

地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。

と同時に、文化、産業などの面で地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行するなどにより、地域間の格差が拡大している。今後は、地方力を活かして地域を活性化させ、国全体が活力を持つ日本をつくっていくべきである。

地方分権改革推進委員会は、今月末までに「基本的考え方」を取りまとめることとしているが、次の4つの基本原則を明らかにした上で、目指すべき具体的な成果とそこに至る実施スケジュールを明記することを求めるものである。

また、安倍総理をトップとした「(仮)地方分権改革推進本部」を早急に立ち上げ、政治の力により真の地方分権改革の実現を図るべきである。

1 地方分権改革推進のための基本原則

(1) 「地方にできることは地方が担う」

- 高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスは、地方が担い責任を持つということによって、住民満足度・幸福度の高い行政サービスを実現する。

(2) 「自己決定・自己責任・自己経営」

- 地方の行財政基盤を確立し、自由度を拡大することにより、「自己決定・自己責任・自己経営」を目指す。地方は自ら決定し、行ったことについては責任を持つ。
- 受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うことができるようにする。

(3) 「自立（律）と連帯」

- 地域間の格差の是正を図り、どの地域も自立（律）を目指せるようにする。「地方共有税」の導入等により、地方が自ら参画し、責任を持って行える仕組みを実現する。

(4) 「二重行政の解消」

- 国による関与、義務付けや国庫補助負担金を廃止・縮小し、関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行うことにより、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進する。

2 目指すべき具体的な成果

(1) 消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化

- 国税と地方税の税源配分をまずは5：5に
- 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

(2) 国と地方の役割分担の見直しと一体的に権限・事務・財源を移譲

- 「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源を移譲

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

- 国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消
- 国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小
- 国庫補助負担金の削減

(4) 自治体の自立（律）と連帯を進める「地方共有税」の導入

- 「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更

(5) 「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置

- 政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映
- 政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努力